平成２５年（フ）第１１０３７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西１丁目17―８　コーポベルウッドⅡ―101
債務者　鈴木　正信
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０３８号
埼玉県三郷市戸ケ崎3194―１―203
債務者　久保　道男
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０３９号
千葉県松戸市常盤平陣屋前14―９―707
債務者　中本　照秋
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０４２号
東京都江東区東砂８丁目４―12―517
債務者　内田　明希
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０４５号
千葉県船橋市本町６丁目20―７―502
債務者　古家　純子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０４９号
埼玉県幸手市栄２―14―510
債務者　小山　正義
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０５１号
東京都足立区青井６丁目18―15
債務者　長谷川政弘
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０５２号
東京都清瀬市元町２丁目12―23―Ａ―201
債務者　小島　保美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０５３号
神奈川県藤沢市石川４丁目30―６　レオパレス永山第２―102
債務者　向井　　健
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０５４号
東京都葛飾区小菅３丁目６―１―406
債務者　山中　　幸
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０５８号
東京都江戸川区西葛西２丁目13―22
債務者　小濱　貴子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０５９号
東京都足立区千住龍田町５―18
債務者　大竹紗依子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０７５号
東京都板橋区大山東町58―11―102
債務者　小宮　玲央
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０７６号
東京都世田谷区梅丘１丁目40―４―303
債務者　斎須壽惠子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０７８号
神奈川県横浜市神奈川区羽沢町879―１　アバンス羽沢第５―102
債務者　松風　直樹
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０８４号
東京都新宿区原町３丁目75―６
債務者　中川みゆき（旧姓折橋）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部